稲 監 第 627 号 令和6年11月28日

稲城市長 髙 橋 勝 浩 様

稲城市監査委員 牧 修 稲城市監査委員 中田 中

令和6年度財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、令和6年度財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり提出します。

# 令和6年度財政援助団体等監査 結果報告書

#### 第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による公の施設の指定管理者監査なお、本監査は稲城市監査基準に準拠して実施した。

#### 第2 監査の対象

稲城市立iプラザ(iプラザ図書館を含む)の管理

- 1 公の施設の指定管理者
  - (1) いなぎ文化センターサービス株式会社
- 2 所管部署
  - (1) 教育部 生涯学習課
  - (2) 教育部 図書館課

## 第3 監査の範囲

令和5年度の公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行

### 第4 監査の実施期間

令和6年8月23日から令和6年11月27日まで

#### 第5 監査の場所

監査事務局及び監査対象施設

#### 第6 監査の主な実施内容

監査は、次の着眼点に掲げる事項が適正に行われているかどうかについて、監査対象の団体及び所管部署から関係書類の提出を求め、関係諸帳簿及び証拠書類との照合による書類審査、関係職員からの事情聴取等、稲城市監査基準に準拠し通常実施すべき監査手続により実施した。

#### 第7 監査の着眼点

公の施設の指定管理者監査

- 1 所管部署
- (1) 指定管理者を導入した目的、趣旨はいかされているか
- (2) 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか
- (3) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか
- (4) 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか

- (5) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか
- (6) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか
- (7) 事業報告書の点検は適切になされているか
- (8) 指定管理者に対して適時かつ適切に当該業務又は経理の状況に関し報告を求め、調査し、又は指示を行っているか
- (9) 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか

#### 2 指定管理者

- (1) 施設は関係法令・条例等の定めるところにより、善良な管理者の注意をもって適切に管理されているか
- (2) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか
- (3) 利用料金制を採用している場合、利用料金等の取扱いは適正に行われているか
- (4) 利用促進及び利用者サービスの向上のための努力はなされているか
- (5) 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか、また、指定管理者の他の事業との会計区分は明確になっているか
- (6) 公の施設の管理に係る出納関係帳票等の整備及び記帳は適正になされているか、また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か
- (7) 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程、情報セキュリティ規定等の諸規程は、整備されているか、また、それら諸規程に基づいた事務が執行されているか

## 第8 監査の結果

監査対象団体における公の施設の管理に係る出納その他の事務並びに所管部署における事務については、適正に執行されているものと認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、その都度改善を要望した。